

公益社団法人高知県建設技術公社市町村長期建設技術実務研修要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県建設技術公社（以下「公社」という。）が市町村職員の資質の向上並びに専門的な知識及び技術の修得を図り、もって市町村土木行政の能率的な運営に資するために実施する市町村長期建設技術実務研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定）

第2条 この研修に参加する市町村は、公社と別紙の研修協定書を締結するものとする。

（研修の方法）

第3条 研修は、この要綱の定めるところにより、市町村の求めに応じて、研修生を派遣する市町村長（以下「派遣市町村長」という。）から推薦のあった職員（以下「研修生」という。）を公社に通勤させ、その実務を通じて研修を行うものとする。

（研修の期間）

第4条 研修の期間は、原則として1年以内とし、理事長と派遣市町村長がその都度協議して定める。

（研修生の身分取扱い）

第5条 研修生は、研修期間中、市町村職員と公社職員の身分を併せ有するものとする。

（費用負担）

第6条 研修期間中における研修生の人件費等は、公社で負担する。

2 第1項の公社が負担する人件費等は、別表のとおりとする。

3 その他の費用の取扱いについては、理事長と派遣市町村長が協議して定めるものとする。

（勤務時間及び服務）

第7条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、公社の職員に関する規程等を適用するものとする。

（分限及び懲戒）

第8条 研修生の分限及び懲戒については、派遣市町村長が行うものとする。

（公務災害補償）

第9条 研修生の研修に伴う公務上の災害補償については、派遣市町村の職員に関する法令の規定を適用し、派遣市町村長がその手続きを行うものとする。

（研修生の推薦）

第10条 派遣市町村長は、市町村長期建設技術実務研修派遣推薦書（第1号様式）に履歴書（第2号様式）を添付のうえ、原則として、研修の2ヶ月前までに理事長に提出するものとする。

（研修生の決定）

第11条 理事長は、前項の規定により推薦があったときは、これを審査し、適否を決定して、その旨を当該市町村長に通知するものとする。

（身分の変更等の通知）

第12条 派遣市町村長は、研修生の身分、給与の変動その他必要な事項について、その都度理事長に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度理事長と派遣市町村長が協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

長期研修生人件費等の公社負担について

1 公益社団法人高知県建設技術公社市町村長期建設技術実務研修要綱第6条（費用負担）に定める請求に含める人件費等は、以下のとおりとする。

【人件費】

| | |
|----------|------------------------------------|
| 基本給 | 全額可 |
| 期末勤勉手当 | 全額可 (研修期間が12月未満の場合は、年間総額を月割で算出) |
| 扶養手当 | 全額可 |
| 通勤手当 | 全額可 (希望者には公社周辺の住居の準備) |
| 時間外勤務手当 | 全額可 (時間外勤務命令は、市町村で対応) |
| 休日勤務手当 | 全額可 (休日勤務命令は、市町村で対応) |
| 危険箇所業務手当 | 全額可 (危険箇所業務命令は、市町村で対応) |

※各手当については、公益社団法人高知県建設技術公社職員給与規程に定める表示であり、類似する手当及びこの表に記載のない手当の取扱いについては、別途協議により決定する。

【共済金等】

| | |
|----------------------|-----|
| 地方職員共済組合負担金及び児童手当拠出金 | 全額可 |
|----------------------|-----|

【旅費】

| | |
|----------------|---------------|
| 研修期間中の研修に関わる旅費 | 公社職員に準じて公社で支給 |
|----------------|---------------|

【住居】

- ・研修生が住居を希望する場合は、公社が契約し費用負担する。
- ・その際の駐車場は、1台分とする。
- ・光熱費等の諸経費は、研修生の個人負担とする。

- 2 基本として、すべての人件費は市町村が本人に支給する。
(したがって、時間外勤務命令、休日勤務命令及び危険箇所業務命令については、市町村で連絡先を決めて対応する。)
- 3 公社は、市町村が支給した人件費等を市町村の請求に基づいて市町村へ支払う。